# 寄 附 行 為

学校法人山椿学園

# 学校法人山椿学園 寄附行為

# 第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、学校法人山椿学園と称する。

(事務所)

第2条 この法人の事務所は、大阪市中央区南新町一丁目2番4号椿本ビルに置く。

# 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行うことを目的 とする。

(設置する学校)

- 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。
  - (1) 秋桜高等学校 通信制課程(単位制課程)普通科
  - (2) 大阪社体スポーツ専門学校 社会体育専門課程

# 第3章 機関の設置

(役員及び評議員の設置)

第5条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名
- (2) 監事 2名
- 2 この法人に、評議員8名を置く。

## (理事選任機関)

- 第6条 この法人の理事選任機関の構成員は、次の5名とする。
  - (1) 理事会の決議によって選任する理事2名
  - (2) 評議員会の決議によって選任する評議員1名
  - (3) 一般財団法人椿本宗太郎記念財団の理事会の決議によって選任する者2名
- 2 理事選任機関の構成員の任期は、5年とする。

- 3 第1項第1号又は同第2号に定める者が、理事又は評議員の職を退いたときは、 理事選任機関の構成員の職を失うものとする。
- 4 理事選任機関は、理事長が招集する。理事長が欠けたとき又は理事長に事故あるときは、あらかじめ理事会において定めた順序により、他の理事が招集する。
- 5 理事選任機関の招集通知は、会日より1週間前に、各構成員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮できる。
- 6 理事選任機関は、構成員全員の同意があるときは招集手続を経ないで開催することができる。
- 7 理事選任機関に議長を置き、構成員の互選によって定める。
- 8 理事選任機関が理事を選任するときは、理事長に対し、評議員会の招集を求め、 あらかじめ候補者を示して評議員会の意見を聴かなければならない。
- 9 理事選任機関の決議は、理事選任機関の構成員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 10 評議員会は、理事選任機関に対し第 10 条第 2 項に基づき理事の解任を求めるときは、理事選任機関招集権者(第 4 項に規定する者をいう。以下この項、第 11 項及び第 28 条第 1 項第 5 号において同じ。)に対し、理事選任機関の招集を請求することができる。この場合において、理事選任機関招集権者は、理事選任機関を招集しなければならない。
- 11 監事は、理事選任機関に対し私立学校法第52条第3号及び同法第56条第3項に 基づき報告を行おうとするときは、理事選任機関招集権者に対し、理事選任機関の 招集を請求することができる。この場合において、理事選任機関招集権者は、理事 選任機関を招集しなければならない。
- 12 理事選任機関の議事録には、議事の経過の要領及びその結果を記載し、出席した構成員が署名捺印し、理事長が決議日から10年間保管する。

#### 第4章 理事会及び理事

#### 第1節 理事の選任及び解任等

(理事の選任)

- 第7条 理事は、次の各号に掲げる者とする。
  - (1) 校長のうちから理事選任機関において選任した者 1名
  - (2) 前号に規定するもののほか、理事選任機関において選任した者 5名
- 2 前項第1号に定める理事は、その職を退いたときは理事の職を失うものとする。

#### (理事の資格及び構成)

第8条 理事の選任に当たっては、私立学校法第31条に規定する資格及び構成に関する要件を遵守するとともに、この法人の理事は、他の2人以上の理事と親族 その他特殊の関係がある者(租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号に 規定する者をいう。以下同じ。)であってはならない。

#### (理事の任期)

- 第9条 理事の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した理事の補欠として選任された理事の任期は、前任者の残任期間とすることができる。
- 2 理事は、再任されることができる。

# (理事の解任及び退任)

- 第 10 条 理事が次の各号のいずれかに該当するときは、理事選任機関の決議によって解任することができる。
  - (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
  - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき
  - (3) 理事としてふさわしくない非行があったとき
- 2 理事が前項各号のいずれかに該当するときは、評議員会は、当該理事を選任した 理事選任機関に対し、当該理事の解任を求めることができる。
- 3 前項の場合において、理事の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくはこの 寄附行為に違反する重大な事実があったにもかかわらず、当該理事の解任を求める 旨の議案が評議員会において否決されたとき、又は当該理事の解任を求める旨の評 議員会の決議があった日から2週間以内に理事選任機関による解任がされなかっ たときは、評議員は、当該議案が否決された日又は当該決議があった日から2週間 を経過した日から30日以内に、訴えをもって当該理事の解任を請求することがで きる。
- 4 理事は次の事由によって退任する。
  - (1) 任期の満了
  - (2) 辞任
  - (3) 死亡

#### (理事に欠員を生じた場合の措置)

第 11 条 理事は、第 5 条に定める定数を下回ることとなったときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、後任の理事が選任されるまでは、なお理事としての権

利義務を有する。

2 理事のうち、その定数の5分の1を超えるものが欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

# 第2節 理事会及び理事の職務等

(理事会の構成)

第12条 理事会は、全ての理事で組織する。

(理事会の権限)

第13条 理事会は、この法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。

(理事の職務)

- 第 14 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの寄附行為で定めるところにより、 職務を執行する。
- 2 理事のうち1名を理事長とし、理事会の決議によって選定する。理事長を解職するときも、同様とする。
- 3 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
- 4 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、理事会の決議により、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、理事のうちから代表業務執行理事を選定し、当該代表業務執行理事がその職務を行うことができる。
- 5 前項の場合において、代表業務執行理事を解職するときは、理事会の決議により 行う。

(代表権の制限)

第 15 条 理事長及び代表業務執行理事(前条第 4 項により選定する場合に限る。以下同じ。)以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

(理事の報告義務)

第 16 条 理事長及び代表業務執行理事は、毎会計年度に4月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

#### 第3節 理事会の運営

(招集)

- 第17条 理事会は、理事長が招集する。
- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会において 定めた順位に従い、他の理事が理事会を招集する。
- 3 理事長以外の理事は、理事長に対し、会議の目的である事項を示して、理事会の 招集を請求することができる。
- 4 理事長が、前項の請求のあった日から5日以内に、その請求の日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しない場合には、招集を請求した理事は理事会を招集することができる。
- 5 理事会を招集するには、各理事及び各監事に対して、会議の日時及び場所並びに 会議の目的である事項を書面又は電磁的方法により通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、会議の1週間前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。
- 7 前2項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、 招集の手続を経ることなく開催することができる。

#### (運営)

- 第18条 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。
- 2 前条第2項及び第4項並びに第28条第2項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。

# (決議)

- 第 19 条 理事会の決議は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、理事の総数(現在数)の3分の2以上に 当たる多数をもって行わなければならない。
  - (1) この寄附行為の変更
  - (2) 私立学校法第109条第1項第1号に定める事由による解散
  - (3) この法人の合併
  - (4) 予算及び事業計画の作成又は変更
  - (5) 第58条第1項各号に定める書類の承認
  - (6) 基本財産の処分
  - (7) 借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。) その 他予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
  - (8) 残余財産の帰属者の決定

3 前2項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

# (業務の決定の委任)

第 20 条 法令及びこの寄附行為の規定により理事会において決定しなければならない事項以外の決定であって、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。

# (議事録)

- 第 21 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。
- 2 議事録には、議長、出席した理事のうちから互選された理事2人以上及び出席した監事が署名捺印(電磁的記録により作成される議事録にあっては、電子署名。第46条第2項において同じ。)し、理事会の日から10年間、これを事務所に備えて置かなければならない。

# 第5章 監事

# 第1節 監事の選任及び解任等

# (監事の選任)

- 第22条 監事は、評議員会の決議によって選任する。
- 2 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止 することができる者を選任するものとする。
- 3 評議員会は、監事の総数が2名を下回ることとなるときに備えて、補欠の監事を 選任することができる。

#### (監事の資格)

第23条 監事の選任に当たっては、私立学校法第31条第3項及び第6項並びに第46条に規定する資格に関する要件を遵守するとともに、この法人の監事には、この法人の理事(その親族その他特殊の関係がある者を含む。)及び評議員(その親族その他特殊の関係がある者を含む。)並びに、この法人の職員が含まれてはならない。また、この法人の監事は、他の監事と親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

## (監事の任期)

- 第 24 条 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、前任者の残任期間とすることができる。
- 2 監事は、再任されることができる。

#### (監事の解任及び退任)

- 第 25 条 監事が次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解 任することができる。
  - (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
  - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき
  - (3) 監事としてふさわしくない非行があったとき
- 2 監事の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくはこの寄附行為に違反する 重大な事実があったにもかかわらず、当該監事を解任する旨の議案が評議員会にお いて否決されたときは、評議員は、当該評議員会の日から 30 日以内に、訴えをも って当該監事の解任を請求することができる。
- 3 監事は次の事由によって退任する。
  - (1) 任期の満了
  - (2) 辞任
  - (3) 死亡

#### (監事の選任若しくは解任又は辞任に関する手続)

- 第 26 条 理事は、監事の選任に関する議案を評議員会に提出するには、監事の過半 数の同意を得なければならない。
- 2 監事は、理事に対し、監事の選任を評議員会の会議の目的とすること又は監事の 選任に関する議案を評議員会に提出することを請求することができる。
- 3 監事は、評議員会において、監事の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べることができる。
- 4 監事を辞任した者は、辞任後最初に招集される評議員会に出席して、辞任した旨 及びその理由を述べることができる。
- 5 理事は、前項の者に対し、同項の評議員会を招集する旨並びにその日時及び場所 を通知しなければならない。

# (監事に欠員を生じた場合の措置)

第27条 監事は、第5条に定める定数を下回ることとなったときは、任期の満了又

は辞任により退任した後も、後任の監事が選任されるまでは、なお、監事としての 権利義務を有する。

2 監事のうち、その定数の2分の1を超えるものが欠けたときは、1月以内に補充 しなければならない。

# 第2節 職務等

## (監事の職務)

第28条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況について、毎会計年度、監査報告を作成し、当該会計年度終了後3月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
- (3) 理事会及び評議員会に出席して意見を述べること。
- (4) この法人の業務若しくは財産又は理事の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したとき又は不正の行為がなされ、若しくは法令若しくは寄附行為の重大な違反が生ずるおそれがあると認めるときは、これを理事会及び評議員会並びに大阪府教育長(当該報告が理事の業務の執行に関するものであるときは、理事選任機関を含む。)に報告すること。
- (5) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求し、理事選任機関招集権者に対して理事選任機関の招集を請求すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、法令又はこの寄附行為により監事が行うことと された職務
- 2 前項第5号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間 以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発 せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集するこ とができる。理事選任機関の招集を請求した場合も、同様とする。

#### (調査権限等)

- 第 29 条 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、又はこの法 人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 2 監事は、その職務を行うため必要があるときは、この法人の子法人(私立学校法

施行規則第11条に規定する法人をいう。)に対して事業の報告を求め、又はその子 法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

- 3 前項の子法人は、正当な理由があるときは、同項の報告又は調査を拒むことができる。
- 4 監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他私立学校法施行規 則で定めるものを調査しなければならない。この場合において、法令若しくはこの 寄附行為に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果 を評議員会に報告しなければならない。

## (理事の行為の差止め)

第30条 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくはこの寄 附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、 当該理事の行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該 理事に対し、当該行為をやめることを請求する訴えを提起することができる。

# 第6章 評議員会及び評議員

## 第1節 評議員の選任及び解任等

# (評議員の選任)

- 第31条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。
  - (1) この法人の職員で理事会において選任した者 1名
  - (2) この法人の設置する学校を卒業した者で年齢25年以上のもののうちから、理事会において選任した者 1名
  - (3) 前2号のほか、有識者のうちから、理事会において選任した者 2名
  - (4) 有識者のうちから、評議員会において選任した者 2名
  - (5) 有識者のうちから、一般財団法人椿本宗太郎記念財団の理事会において選任した者 2名
- 2 前項第1号に定める評議員は、この法人の職員の地位を退いたときは評議員の職を失うものとする。
- 3 評議員の選任は、評議員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないよう配 慮して行うものとする。
- 4 第1項第5号の規定により評議員を選任した議事録は、当該理事会から10年間、これを事務所に備えて置かなければならない。

## (評議員の資格)

第32条 評議員の選任に当たっては、私立学校法第31条第3項及び第6項、第46条第2項及び第3項並びに第62条に規定する資格及び構成に関する要件を遵守するとともに、この法人の評議員は、他の2人以上の評議員と親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

#### (評議員の任期)

- 第33条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに 関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した評 議員の補欠として選任された評議員の任期は、前任者の残任期間とすることがで きる。
- 2 評議員は、再任されることができる。

## (評議員の解任及び退任)

- 第34条 評議員が次の各号のいずれかに該当するときは、当該評議員を選任したものの決議によって解任することができる。
  - (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
  - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき
  - (3) 評議員としてふさわしくない非行があったとき
- 2 評議員は次の事由によって退任する。
  - (1) 任期の満了
  - (2) 辞任
  - (3) 死亡
- 3 評議員は、第5条に定める定数を下回ることとなったときは、任期の満了又は 辞任により退任した後も、後任の評議員が選任されるまでは、なお、評議員とし ての権利義務を有する。

#### 第2節 評議員会及び評議員の職務等

## (評議員会の構成)

第35条 評議員会は、全ての評議員で組織する。

#### (評議員会の職務等)

- 第36条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答えることができる。
- 2 理事会は、次の各号に掲げる事項についての決定をするときは、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。
  - (1) 重要な資産の処分及び譲受け
  - (2) 多額の借財
  - (3) 予算及び事業計画の作成又は変更
  - (4) 役員及び評議員に対する報酬等(報酬、賞与その他の職務遂行の対価として 受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。)の支給の基準の策定又は 変更
  - (5) 寄附行為の変更
  - (6) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
  - (7) 私立学校法第109条第1項第1号に定める事由による解散
  - (8) 合併
  - (9) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

#### (理事の行為の差止めの求め)

- 第37条 評議員会は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくはこの寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に回復することができない損害が生ずるおそれがあるときは、監事に対し、第30条の訴えの提起を求めることができる。
- 2 前項の場合において、当該行為によってこの法人に回復することができない損害が生ずるおそれがあるにもかかわらず、評議員会において前項の訴えの提起を監事に求める旨の議案が否決されたとき、又は当該訴えの提起をすることを監事に求める旨の評議員会の決議があった後遅滞なく当該訴えの提起その他の手続が行われないときは、評議員は、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求する訴えを提起することができる。

#### (責任追及の訴えの求め)

第38条 評議員会は、役員又は清算人が任務を怠ったことによってこの法人に損害が生じた場合には、書面又は電磁的方法により、理事長(理事の責任を追及する場合には監事)に対し、役員又は清算人の責任を追及する訴えの提起を求めることができる。

# 第3節 評議員会の運営

(開催)

第39条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

- 第40条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき 理事長が招集する。
- 2 評議員の総数の3分の1以上の評議員は、共同して、理事長に対し、会議の目 的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができ る。
- 3 評議員の総数の3分の1以上の評議員は、共同して、理事長に対し、一定の事項を評議員会の会議の目的とすることを請求することができる。この場合において、その請求は、評議員会の日の20日前までにしなければならない。
- 4 評議員会を招集する場合には、理事会において、次に掲げる事項を定め、評議員に対し、書面又は電磁的方法(評議員の承諾を得た場合に限る。)により通知しなければならない。
  - (1) 会議の日時及び場所
  - (2) 会議の目的である事項があるときは、当該事項
  - (3) 会議の目的である事項に係る議案(当該目的である事項が議案となるものを除く。)について、議案が確定しているときはその概要、議案が確定していないときはその旨
  - (4) 私立学校法施行規則で定める事項
- 5 前項の通知は、会議の1週間前までに発しなければならない。

(評議員による招集)

- 第41条 前条第2項の規定による請求があった日から20日以内の日を評議員会の日とする評議員会の招集の通知が発せられない場合には、同項の規定による請求をした評議員は、共同して、大阪府教育長の許可を得て、評議員会を招集することができる。
- 2 前項の評議員は、その全員の協議により、前条第4項各号に掲げる事項を定め、他の評議員に対し、書面又は電磁的方法(他の評議員の承諾を得た場合に限る。)により通知しなければならない。
- 3 前項の通知は、会議の1週間前までに発しなければならない。

(監事による招集)

- 第42条 第28条第2項の規定により監事が評議員会を招集する場合には、監事は 第40条第4項第1号、第2号及び第4号に掲げる事項を定め、評議員に対し、書 面又は電磁的方法(評議員の承諾を得た場合に限る。)により通知しなければなら ない。
- 2 前項の通知は、会議の1週間前までに発しなければならない。

(招集手続の省略)

第43条 前3条の規定にかかわらず、評議員会は、評議員の全員の合意があるとき は、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(運営)

第44条 評議員会に議長を置き、評議員の互選によって定める。

(決議)

- 第45条 評議員会の決議は、議決に加わることができる評議員の過半数が出席し、 その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、議決に加わることができる評議員の数の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
  - (1) 監事の解任
  - (2) 私立学校法第92条第1項に規定する決議
- 3 前2項の規定にかかわらず、役員が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任を免除する決議は、議決に加わることができる 評議員の全員一致をもって行わなければならない。
- 4 前3項の決議について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。
- 5 評議員は、書面又は電磁的方法により評議員会の議決に加わることができる。

(議事録)

- 第46条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。
- 2 議事録には、議長、出席した評議員のうちから互選された評議員2人以上及び 出席した監事が署名捺印し、評議員会の日から10年間、これを事務所に備えて置 かなければならない。

(役員の出席等)

- 第47条 理事長、代表業務執行理事及び監事は、評議員会に出席しなければならない。
- 2 理事長、代表業務執行理事及び監事は、評議員会において、評議員から特定の 事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなけ ればならない。

# 第7章 予算及び事業計画等

(会計年度)

第48条 この法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

## (予算及び事業計画)

第49条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、 理事会で決議しなければならない。これに変更を加えようとするときも、同様と する。

# (役員及び評議員の報酬)

第50条 役員及び評議員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。ただし、役員の地位にあることのみによって、支給しない。

## (責任の免除)

- 第51条 役員が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、役員が賠償の責任を負う額から私立学校法第92条の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として理事会の決議によって免除することができる。
- 2 理事は、前項の規定に基づく責任の免除(理事の責任の免除に限る。)に関する 議案を理事会に提出するには、各監事の同意を得なければならない。
- 3 第1項の決議を行ったときは、理事長は、遅滞なく、私立学校法第92条第2項 各号に掲げる事項及び責任を免除することに異議がある場合には1か月以内に当 該異議を述べるべき旨を評議員に通知しなければならない。

- 4 評議員の総数の10分の1以上の評議員が前項の期間内に同項の異議を述べたと きは、第1項の規定に基づく責任の免除をしてはならない。
- 5 第1項の決議があった場合において、当該決議後に同項の役員に対し退職慰労 金その他の私立学校法施行規則で定める財産上の利益を与えるときは、評議員会 の決議による承認を受けなければならない。

# (責任限定契約)

第52条 理事(理事長、代表業務執行理事及びこの法人の職員である理事を除く。 以下この条において「非業務執行理事」という。)又は監事が任務を怠ったことに よって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事 又は監事が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金0円以上で あらかじめ定めた額と私立学校法第92条の規定に基づく最低責任限度額とのいず れか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事又は監事と締結することがで きる。

# 第8章 会計及び資産

## (会計の原則)

第53条 この法人は、学校法人会計基準によって計算書類(貸借対照表、事業活動 収支計算書、資金収支計算書)及び附属明細書を作成する。また、財産目録につ いても学校法人会計基準に従って作成する。

# (資産)

第54条 この法人の資産及び負債は学校法人会計基準に基づいて作成された財産目録記載のとおりとする。

## (財産目録の表示、資産の区分)

- 第55条 財産目録は貸借対照表と同一の金額とする。表示については、資産及び負債に区分の上、資産については基本財産と運用財産に区分する。負債は貸借対照表と同一の区分とする。
- 2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する 資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された 財産とする。具体的には、貸借対照表上の基本金組入対象資産となっている資産の うちの有形固定資産及び第2号基本金特定資産とする。ただし、有形固定資産については前年度の資産の総額(登記すべき事項)の1%未満の資産については、理事

会の判断で基本財産としないことができる。

3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用 財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。

## (基本財産等の処分の制限)

- 第 56 条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、第 19 条第 2 項第 6 号及び第 36 条第 2 項第 1 号に定める重要な資産の処分に該当するものとして、これらの手続きに従い、その一部に限り処分することができる。
- 2 運用財産のうち第36条第2項第1号の重要な資産についても、前項の規定に従い、処分することができるものとする。

## (積立金等の保管)

- 第57条 現金預金、有価証券のうち、特定の目的に従って別途管理している資産で、貸借対照表上、基本金特定資産となっているもの及び何らかの名称を付されているものについては、これを積立金とし、確実な有価証券(合理的なポートフォリオに基づいて保有する有価証券を含む。)を購入し、又は確実な信託銀行に信託し、又は確実な銀行に定期預金とし、若しくは定額郵便貯金として理事長が保管する。
- 2 積立金以外の有価証券についても、個別銘柄の確実性の確保を第一とするが、合理的なポートフォリオに基づいて保有する等、一定のリスク管理を行って運用するのも可能とする。

#### (事業報告及び決算)

- 第58条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
  - (1) 事業報告
  - (2) 事業報告の附属明細書
  - (3) 計算書類
  - (4) 計算書類の附属明細書
  - (5) 財産目録
- 2 理事長は、前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第5号の書類 の内容を定時評議員会に報告し、その意見を聴かなければならない。

(財産目録等の備置き及び閲覧等)

- 第59条 この法人は、毎会計年度終了後3月以内に役員等名簿(役員及び評議員の 氏名及び住所を記載した名簿をいう。以下第3項及び第65条第2号において同 じ。)を作成しなければならない。
- 2 この法人は、前条第1項各号及び前項の書類、監査報告、役員及び評議員に対する報酬等の支給の基準を記載した書類並びにこの寄附行為を事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供し又はこれらの書類の謄本若しくは抄本を交付しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について評議員以外の者から同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせ又は交付をすることができる。

(資産総額の変更登記)

第60条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後3月以内に登記しなければならない。

# 第9章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

- 第61条 この寄附行為を変更しようとするときは、私立学校法施行規則に定める届 出事項(軽微な変更)の場合を除き、あらかじめ評議員会の意見を聴き、理事会 の決議を得て、大阪府教育長の認可を受けなければならない。
- 2 前項の軽微な変更の場合には、あらかじめ評議員会の意見を聴き、理事会の決議を得て、大阪府教育長に届け出なければならない。

# 第10章 解散及び合併

(解散)

- 第62条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。
  - (1) 理事会の決議による決定
  - (2) この法人の目的たる事業の成功の不能
  - (3) 合併
  - (4) 破産手続開始の決定
  - (5) 大阪府教育長の解散命令

- 2 理事会は、前項第1号の決議をするときは、あらかじめ、評議員会の意見を聴か なければならない。
- 3 第1項第1号又は第2号に掲げる事由による解散は、大阪府教育長の認可を受けなければならない。

# (残余財産の帰属者)

第63条 この法人が解散した場合(合併又は破産手続開始の決定によって解散した場合を除く。)における残余財産は、解散のときにおける理事会の決議により選定した学校法人、教育の事業を行う公益社団法人若しくは公益財団法人、国又は地方公共団体に帰属する。

## (合併)

第 64 条 この法人が合併しようとするときは、あらかじめ評議員会の意見を聴き、 理事会の決議を得て、大阪府教育長の認可を受けなければならない。

# 第11章 補則

(情報の公表)

- 第 65 条 この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、インターネットの利用 その他の方法により、当該各号に定める事項を公表するものとする。
  - (1) 寄附行為若しくは寄附行為変更の認可を受けたとき、又は寄附行為変更の届出をしたとき 寄附行為の内容
  - (2) 事業報告書、事業報告書の附属明細書、計算書類、計算書類の附属明細書、財産目録、監査報告書、役員等名簿(個人の住所に係る記載又は記録の部分を除く)並びに役員及び評議員に対する報酬等の支給の基準を記載した書類を作成したとき これらの書類の内容

#### (公告の方法)

第66条 この法人の公告は、秋桜高等学校の掲示場に掲載する方法により行う。

#### (施行細則)

第67条 この寄附行為の施行についての細則その他この法人及びこの法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

## 附 則

- 1 この寄附行為は大阪府知事の認可のあった日(平成28年4月1日)から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理 事(理事長) 椿 本 雅 朗

理事西村重樹

理 事 山 本 浩 二

理事坂岡興夫

理 事 工 藤 隆 則

理事藤原賢一

監事 寺田 奈美子

監事 山口 佳銘子

3 この寄附行為の変更は、令和2年4月1日から施行する。[第5条一部、第7条一部、第8条一部、第9条一部、第10条一部、第11条一部、第12条、第13条一部、第14条一部、第15条一部、第16条一部、第17条一部、第18条一部、第19条一部、第20条一部、第21条一部、第22条一部、第23条一部、第24条一部、第25条一部、第26条一部、第27条一部、第28条一部、第29条一部、第30条一部、第31条一部、第32条一部、第35条一部、第35条一部、第35条一部、第35条一部、第35条一部、第44条一部、第45条一部,第45条一部,455条一部,455条一种,455条一

[法律改正に伴う全面改訂]

- 4 この寄附行為は令和7年4月1日から施行する。
- 5 この寄附行為の施行の際現に在任する役員又は評議員であって、令和7年度の 定時評議員会の終結の時以後に任期が満了する者の任期については、令和7年度 の定時評議員会の終結の時まで短縮する。
- 6 この寄附行為の施行の際現に在任する役員及び評議員の定数、資格及び構成については、令和7年度の定時評議員会の終結の時までは、なお従前の例による。
- 7 前項の理事又は評議員の解任は、なお従前の例による。